

しい意見が相次ぎ、補欠人事は三人とも見送りになりました。この審議の中では、女性枠を尊重して選考したが、その者が蹴られたという事は、今後は女性枠には協力できないという判断ではいかという質問に、女性枠を強調した人物と今回順位を変えてきた人物は違ふ、今後は任命権者の裁量権をどのように満足させるかが課題だと思つてゐると大西会長は答えてゐます。任命権者の裁量権という前代未聞の事態に学術会議が直面したことが分かります。

次に、平成三十年、二〇一八年八月二十二日、第二十四期の選考委員会第三回議事要旨。今度は、選考委員会が補欠推薦名簿を確認する前に事務局による事前説明が行われたことが分かります。

選考委員会への推薦理由の説明の後で、事務局はどのような報告を行つてゐますか。

○政府参考人(福井仁史君) これも選考委員会の議事要旨を見ますと、事務局からは、平成三十年十月までの間に生じた三人の会員の欠員に関する補欠人事について、会員の任命は内閣総理大臣発令であるため、今後の手続が円滑に進むよう、任命権者側に対して候補者の現状について説明を行つたと報告しております。その後、任命権者側からは、三人の補欠人事のうち一人については推薦順位を入れ替へるべきとの発言があつたといふこと、その理由については特段の説明は受けていないとの報告をしてゐると承知しております。

○田村智子君 選考委員会が名簿を決定する前に事務局が官邸に説明した。しかも、一名については原案の推薦順位の入替へ要求があつた。委員からは、困惑している、遺憾だなど意見が相次ぎ、議論は次回に持ち越され、九月十二日、第四回選考委員会では当時の山極会長が、こういふことが世間に知られると大きな騒ぎになりかねないとして、この一名については補欠補充を見送ることとなつた。この選考委員会で山極会長は、学術会議として、事前説明の必要性の有無、在り方を含め、日本学術会議の考え方を改めて整理すると

もに、会長としても学術会議の考え方を丁寧に説明し、理解を求める努力が続けたと思つてゐるとも表明されてゐます。官房副長官と学術会議に強い緊張関係が生じたことが分かります。

ここで別の資料を見てみたいんです。学術会議事務局と法制局との協議の経緯を示す資料、これも先週提出されました。ここに私、置いていま

協議のスタートは、二〇一八年九月五日、補欠人事をめぐる官邸との緊張が強まつてゐるさなからです。二回目と思われる九月二十日には内閣法制局の見解を求めるとした経緯についてといふ文書が出てきます。ここには、二〇一八年補欠人事について、各部と任命権者との間で意見の隔たりが生じたため、この会員の補欠候補者については直近の十月総会での承認が見送られることとなつたとの説明があり、その上で、法制局の見解を伺いたつとして、①補欠会員の候補者一人について内閣総理大臣が任命しないことが許容されるか否か、②推薦順位が下位の者を任命することが許容されるか否かとあります。

つまり、法制局との協議は、補欠人事で杉田官房副長官が理由も付さず順位の入替へを要求した、これがきっかけだつたのではありませんか。

○政府参考人(福井仁史君) 当時の状況でございますけれども、二〇一七年、その前年の平成二十九年の半数改選後、平成三十年十月の総会までの間に、定年により先ほど申し上げました三人の欠員が生じることとなりました。その後任となる会員を選考、任命することが必要となりましたが、先ほどございましたけれども、このうち一人については、平成三十年十月総会への承認提案を行わなかつたことがあつたと承知しております。

御指摘の法制局との協議は、以上のような経緯、それから任命権者側から定数以上の推薦を求められる可能性があつたことなどから、その後の推薦作業のため、日本学術会議事務局として、従来からの推薦と任命の關係の法的整理を確認するために進めたものであつたと承知しております。

○田村智子君 これはもう私が指摘したようにしか読めないんですよ。官房副長官による人事介入が繰り返され、任命拒否が許容されるか否か、法制局に見解を求めた。つまりは、任命拒否が法制局という一貫した法解釈などなかつた、だから法制局との協議が必要だつたんじゃないんですか。

○政府参考人(福井仁史君) 日本学術会議会員の任命につきましては、憲法第十五条第一項において、公務員の選定は国民固有の権利であると規定されてゐること、これからしますと、任命権者である内閣総理大臣が国民に対し責任を負ふものである必要がある、したがつて、学術会議による会員の候補者の推薦を十分尊重しつつも、任命権者たる内閣総理大臣が必ず推薦のとおり任命しなければならぬわけではない。このことは、昭和五十八年の選挙制が廃止され任命制となつたときから内閣法制局の了解を得ました政府としての一貫した考え方であると承知しております。

平成三十年の文書は、こうした考え方を整理して内閣法制局に確認したものと認識しております。

○田村智子君 お答えになつてゐないですよ、それじゃ。その平成三十年十一月十三日の文書の最初の法制局との協議で、任命拒否が許容されるか否かと聞いてゐるんですよ、一貫した考えであるはずがないじゃないですか。

この九月五日の協議のときには、昭和五十八年の答弁との關係という文書も出てきます。そこには、原則としては、答弁で述べられてゐるとおり、日本学術会議が選考し、推薦した候補者がそのまま内閣総理大臣により会員に任命されるという運用がなされることを想定して、制度が施行されて以来、そのように運用してきたところであるとも書いてあるんですよ。

法の運用とは、法の解釈に基づく行為ですよ。その法の運用を変える、法解釈を変える、その重大な協議が学術会議会長も知らないところで、事務局と法制局が何度も行つたんですよ。提出された資料では、九月五日、二十日、二十七日、十月四

日、九日、十日、十一日、十六日、十九日、二十日、二十四日、二十五日、三十日、三十一日は一日で四回、十一月二日、六日、十三日、何度何度も修文して、今回の六人、任命拒否の法的根拠とされる平成三十年十一月十三日の文書に練り上げられていつた、このことが分かるわけです。この資料には抜けもあるんじゃないかという疑問があります。

この場でただしたいのは、もう時間なんですけど、九月二十日以降の文書では全て黒塗りの部分も含まれてゐるんですよ。法の解釈、運用に関する文書で何で黒塗りが必要なのか。これ、昨日、ちよつともう回答を求めました。そうしたら、任命権者の考え方につき、誤解を招き得る記述などで黒塗りにしてゐるという回答だつたんですね。とんでもないですよ。任命権者の違法な人事介入を問題としてゐるときに、こんな法解釈に関わる文書で黒塗りにして許されんじやないですよ。

本委員会に改めて要求いたします。

この今回提出された法制局との合議の資料ですけれども、黒塗りの部分を外してもう一度提出いただくこと、そしてまた、人事介入の張本人である杉田官房副長官の参考人招致を改めて要求いたします。

○委員長(森屋宏君) 後刻理事会において協議をいたします。

○田村智子君 終わります。

○委員長(森屋宏君) 本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会をいたします。

午後一時十分散会